境港市告示第9号

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)において境港市が発注する小規模な修繕等の契約(以下「小規模修繕等契約」という。)について、市内業者の受注機会の公平性を確保するため、契約を希望する者の登録等に関し、次のとおり定めたので、告示する。

令和 6 年 2 月 1 日

境港市長 伊達憲太郎

| 登録等

小規模修繕等契約の登録等については、別紙に掲げる境港市小規模修繕等契約希望者登録要綱(平成17年2月1日施行。以下「要綱」という)に定めるもののほか、次のとおりとする。

2 登録申請の受付期間等

登録申請の受付期間等は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

ア 当初受付 令和6年2月1日(木)から令和6年2月29日(木)まで ※持参の場合、土日祝日を除く。

※郵送の場合、当日消印有効とする。

- イ 随時受付 令和6年4月1日(月)から開始 ※持参の場合、土日祝日及び年末年始の閉庁期間を除く。
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※電子申請の場合は、24時間受付
- (3)提出先 境港市建設部管理課管理係 住所 〒684-850I 鳥取県境港市上道町3000番地 電話 0859-47-1073 (直通)
- (4)提出方法 境港市のホームページからの電子申請、及び持参又は郵送

3 登録名簿への登録時期

登録名簿への登録時期は次のとおりとする。

- (I) 当初受付分 令和6年4月I日
- (2) 随時受付分 申請書を受け付けた日の属する月の翌月 ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

4 登録の有効期間

登録の有効期間は、次のとおりとする。ただし、令和9年度の登録者(要綱第7条第1項の登録者をいう。)が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

- (1) 当初受付分 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 随時受付分 登録名簿に登載された日から令和9年3月3|日まで

5 登録の通知

登録名簿への登録は、境港市のホームページにおいて掲示する。